

仕様書

当該仕様書は尾鷲総合病院に設置するテレビ付床頭台等の製品、サービス内容、設置条件等の基本事項を定めるものであり、応募を希望する者はこの基本事項に基づいて企画提案書を作成し提出すること。

1 件名

尾鷲総合病院テレビシステム等運営事業仕様書 一式

2 病院概要

【開設者】 尾鷲市長 加藤 千速

【病院管理者】 病院長 幸治 隆文

【所在地】 三重県尾鷲市上野町5番25号

【許可病床数】 199床(一般143床、療養56床)

【診療科目】 14科(令和6年4月1日現在)

内科、循環器内科、外科、整形外科、小児科、産婦人科、眼科、皮膚科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、放射線科、脳神経内科、脳神経外科、精神科

3 事業の目的

患者の療養環境の利便性・快適性・サービスの向上を図るため、テレビシステム等を発注者にレンタル・設置し、適切な運営管理を行うことを目的とする。

4 契約期間

令和7年4月1日から令和14年3月31日 7年間

5 業務実施場所

尾鷲総合病院

住所 三重県尾鷲市上野町5番25号

6 事業概要・運営方法

- (1) テレビシステム等運営事業者(以下「受注者」という。)は、尾鷲総合病院(以下「発注者」という。)が指定するテレビシステム等備品の設置、管理、運営を実施すること。
- (2) 事業の実施に必要な機器及び資材等を調達し、必要に応じた巡回清掃及び保守、点検、修理並びに更新等を行い、提供するサービスの品質を維持すること。
- (3) 利用者からのテレビシステム等の利用料金については、プロポーザル提案書に明記すること。

- (4) 本事業の運営方法については、受注者にて専用システムを構築し、料金徴収方法、その他管理などの業務全般において、受注者が管理・実施すること。原則、発注者の業務負担がないような運営方法とする。
- (5) 利用者から徴収した料金はすべて受注者に帰属するものとし、受注者が提案する一定の割合を乗じた金額を発注者に納付するものとする。
- (6) 利用に関する案内のパンフレットを受注者にて用意すること。
- (7) 利用料金の状況を適切に管理し、月次にて納付額を発注者に報告すること

7 設置備品の概要

設置備品	床頭台(テレビ・冷蔵庫付)	199台(病棟分)
	床頭台(テレビ)	6台(点滴治療室)
	アーム付テレビ	49台(透析センター)
	Wi-Fi 設備	
	院内自主放送設備	

8 設置備品の仕様

設置備品の詳細については、以下を参照すること。ただし、最終的な仕様については発注者と受注者間で協議の上、発注者の了承を得たものとする。

- (1) 床頭台のテレビは国内メーカー製液晶ワイド画面19型(前面イヤホン端子付き)で、ワイヤレスリモコン式であること。
- (2) 透析のアーム式のテレビは液晶ワイド画面10～16型(前面イヤホン付き)でワイヤレスリモコン式であること。
- (3) 透析のアーム式は透析用ベッドに取り付け可能であること。
- (4) 病室のリモコン紛失時には、速やかに代替品を提供すること。
- (5) 多床室のリモコンは他のテレビに影響を及ぼさない対策を講じること。
- (6) 床頭台のテレビは角度調整が上下左右可能であり、テレビが基本の位置にある際、床頭台からはみ出さないこと。
- (7) テレビは地上・BS デジタルチューナー内蔵であること。
- (8) LED バックライトであること。
- (9) B-CAS 盗難防止対策を講じること。

9 床頭台

- (1) 寸法は幅530mm×奥行520mm×高さ1,800mm以下であること。
- (2) テレビスペースを有し、設置する液晶テレビ用の可動式アームを有していること。
- (3) 床頭台の下部には、冷蔵庫を組み込むこと。
- (4) スライドテーブル、タオル掛け付きであること。

(5)スライドテーブルには書類等が後ろに落下しないように配慮がされていること。

(6)キャスターの直径は 75mm 程度であること。

(7)人感センサー式の足元灯 LED がついていること。

10 床頭台用アーム

(1)テレビを取り付けるアームは、テレビの角度や上下の向きを広域に調整でき、高齢者の方でも容易にテレビの角度等を調整できるものであること。

(2)寝ながらでもテレビを視聴できるものが望ましい。

11 セフティボックス(貴重品保管庫)

(1)テレビ台の引き出し内に固定し、盗難防止の配慮がされていること。

(2)堅牢な作りで有り、防犯性が高いこと。

(3)鍵はシリンダー式、カード式、電子式のいずれかとすること。

(4)容量は開口部は、幅、奥行ともに 135mm 以上であること。

(5)鍵の紛失時には容易に交換ができ、鍵の交換は無償であること。

12 床頭台用テレビ

(1)国内メーカー製とすること。(パナソニック、三菱電機、ソニー、東芝、シャープ、日立など)

(2)液晶ワイド画面で19インチであり、画面表示が見易いこと。

(3)地上デジタル放送、BS デジタル放送を受信できる機器であること。

(4)院内放送は SD カード・USB 又は内臓メモリーを用いてテレビカード等を必要とせず無料で視聴できるシステムであること。項目別に再生機能が望ましい。

(5)イヤホンジャックはテレビの正面に分かりやすく装備されていること。

(6)床頭台のアームに取り付ける方式とすること。

(7)リモコンはワイヤレス方式とし、多床室において他のテレビに干渉しないよう対策が施されているものであること。

(8)リモコンは高齢者の方にも操作しやすく簡便であることが望ましい。

(9)BS デジタル放送の視聴分波器を取り付けること。

(10)リモコンは院内感染対策として、SIAA 抗菌認定品であること。

(11)特別室(2室)利用者は無料とすること。

13 透析用アーム式テレビ

(1)国内メーカー製とすること。

(2)液晶ワイド画面で10～16インチであり、画面表示が見易いこと。

- (3)地上デジタル放送、BS デジタル放送を受信できる機器であること。
- (4)イヤホンジャックはテレビの正面に分かり易いように装備されていること。

14 冷蔵庫

- (1)国内メーカー製であること。
- (2)容量 20L 以上のペルチェ式とすること。
- (3)運転音は 20db 以下であること。
- (4)庫内灯を有しており、SIAA 抗菌仕様であること。
- (5)扉は引き出し式で容易であること。
- (6)環境に配慮した製品であること。
- (7)庫内温度が $5^{\circ}\text{C} \pm 3^{\circ}\text{C}$ に冷え、冷却機能が十分あること。
- (8)床頭台の下部に設置すること。
- (9)特別室(2室)利用者は無料とすること。
- (10)省エネ対策として、年間消費電力を 300KWh 以下とすること。

15 院内自主放送

- (1)入院案内放送等を無料で視聴できるシステムを設置すること。視聴内容は複数进行想定し、見たいものを項目別で視聴できるようにすること。また、内容の編集、変更は、受注者、発注者協議の上変更するものとする。
- (2)高齢者でも分かり易いよう映像とする。
- (3)TV 申し込みがない場合でも院内放送は無料で視聴できるように考慮すること。

16 Wi-Fi 設備

- (1)Wi-Fi 利用の有料、無料について、それぞれの利用方法を提案すること。
- (2)セキュリティ環境も配備すること。
- (3) Wi-Fi 利用できる場所は病室とすること。
- (4)接続トラブル発生時にリモートメンテナンス等迅速に対応し、原因究明と復旧を行うこと。
- (5)Wi-Fi 設備・回線費・プロバイダ契約については、受託者が負担すること。
- (6)Wi-Fi の設定の説明書に専用の問い合わせ窓口の電話番号を記載すること。
- (7)接続不良を防ぐ観点からメッシュ Wi-Fi での提供は禁止とし、各フロアに複数のアクセスポイントを設置した Wi-Fi 環境を構築すること。

17 手数料及び貸付場所賃貸借料

- (1)受託者は、月々の売上額に手数料を乗じた額を翌月末までに振込むこと。

(2)手数料は提案書に別紙、見積書として提出すること。

18 保守管理体制

- (1)関連機器のメンテナンス及び苦情等に対し、平日、休日を問わず迅速に対応すること。
- (2)備品の故障が発生した場合は、その都度修理又は交換を行うものとし、現場での対応が不可能な場合は、代替機と交換するものとする。
- (3)備品については、必要に応じて巡回点点検、清掃・消毒を行い、常に清潔な状態を保つこと。
- (4)保守管理体制に関する資料を提出すること。

19 受注者の費用負担

- (1)設置物件及び運営に関する一切の費用(消耗品も含む。)
- (2)維持及び保守、修繕に要する費用。
- (3)汚損、破損又は紛失等に対する復旧に要する一切の費用。
- (4)撤去及び処分に要する一切の費用。
- (5)受注者が設置するテレビ全てに対する NHK(地上波、衛星)の受信料、契約に係る経費。
- (6)Wi-Fi に係る通信料等の支払い。
- (7)利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費。
- (8)上記に含まない費用については、発注者と受注者間で協議して決定する。

20 原状復帰義務

契約期間が満了し、設置物件を返還するときは、受注者は自己の負担において設置個所を原状に復帰しなければならない。ただし、発注者が適当と認めたときは、この限りではない。

21 個人情報の保護

受注者は、本事業を実施するに当たって知り得た患者情報及び当院の情報等を第三者に漏らしてはならない。これは契約期間が満了した以降も適用することとする。

22 その他

- (1)発注者の業務改善や、医療安全対策等に繋がる提案を積極的に行うこと。
- (2)設置する関連機器は新品、中古品でも可とする。なお、中古品の場合は、事前に発注者に確認を取ること。
また、機器の台数、仕様等に変更がある場合の対応が可能なこと。
- (3)契約期間中、発注者の都合上、床頭台等の設置数、場所等一部変更になる場合がある。その場合は発注者と協議の上、詳細を決定することとする。

- (4)発注者の責に帰すことが明らかな場合を除き、設置備品や運営方法に起因するトラブル等については、発注者は責任を負わないものとし、全て受注者において適切に対処する。また、対処等に関する報告は遅滞なく発注者に報告するものとし、発注者がその対応について不十分または不適切と判断した場合は是正を求めることができるものとする。
- (5)設置予定備品の一覧及び納品までのスケジュールを作成し、発注者の承認を得ること。
- (6)物品は発注者の指定する日時までに、指定する場所へ設置すること。
- (7)材質、色調については調整が必要な場合は、発注者と打ち合わせの上、決定すること。
- (8)納品時には、各機器の設定・動作確認・清掃を行い、発生した緩衝材等は全て受注者において自主回収すること。
- (9)備品設置に当たっては、発注者及び既存の床頭台等設置事業者と協議を行い、詳細な納入計画を策定し、病院業務及び患者に充分配慮した上で実施すること。
- (10)設置完了後、発注者による検収を行い、不具合と判断した場合は直ちに指示に従うこと。
- (11)設置運営が著しく不良・不誠実と発注者が判断した場合、発注者は事前の通告を必要とせず、受注者に対し備品の取替え指示若しくは契約解除を行うことができる。

※Wi-Fi 設備については、設置に伴う現場の確認等は公告後行っていただきます。

現場の確認等を行う場合は、事前に日時等を病院総務課にて許可を取ってから行って下さい。